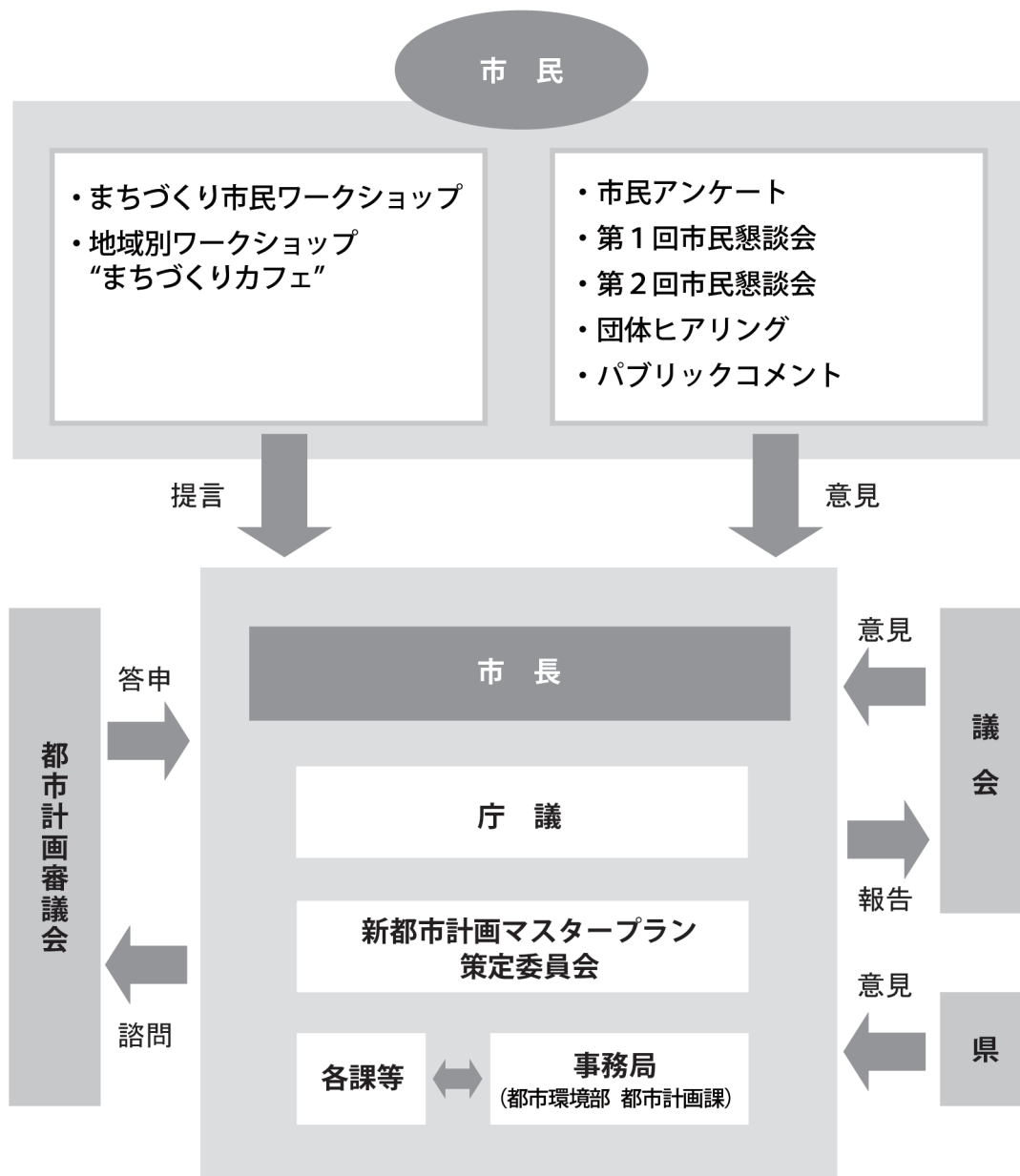


資料編

1 策定体制	96
2 策定の経過	97
3 市民参加の状況	99
3-1 市民アンケート	99
3-2 まちづくり市民ワークショップ	99
3-3 地域別ワークショップ “まちづくりカフェ”	100
3-4 市民懇談会	100
3-5 パブリックコメント	100
3-6 団体ヒアリング	101
4 都市計画審議会からの答申 ・委員名簿	102
4-1 答申書	102
4-2 委員名簿	103
5 用語解説	104

1 策定体制



2 策定の経過

	審議会・議会・県	市民参加	庁内
平成 27 年			
10 月 5 日			庁議
10 月 10 日		まちづくり市民ワークショップ スタート (12 月 19 日まで計 6 回)	
10 月 22 日	市議会環境生活委員会協議会 ・策定方針（案）について		
10 月 29 日	都市計画審議会 【平成 27 年度第 2 回】 ・策定方針（案）について		
11 月 5 日		団体ヒアリングスタート (3 月 22 日まで 22 団体)	
11 月 20 日			新都市計画マスタープラン 策定委員会【第 1 回】
12 月 4 日		市民アンケート調査実施 (12 月 21 日まで)	
12 月 19 日		まちづくり市民ワークショップ 提言発表会開催	
平成 28 年			
2 月 20 日		地域別ワークショップ “まちづくりカフェ” 開催	
3 月 10 日			新都市計画マスタープラン 策定委員会【第 2 回】
3 月 24 日			庁議
3 月 25 日	市議会環境生活委員会協議会 ・進捗状況について		
3 月 28 日	都市計画審議会 【平成 27 年度第 3 回】 ・進捗状況について		
6 月 4 日		市民懇談会開催 (6 月 12 日まで 6 か所)	
6 月 20 日			新都市計画マスタープラン 策定委員会【第 3 回】
6 月 24 日			庁議
6 月 30 日	都市計画審議会 【平成 28 年度第 1 回】 ・全体構想（骨子案）について		

	審議会・議会・県	市民参加	庁内
平成 28 年			
9 月 27 日			新都市計画マスタープラン 策定委員会【第 4 回】
10 月 3 日			庁議
10 月 25 日	都市計画審議会 【平成 28 年度第 2 回】 ・全体構想・地域別構想(素案)について		
10 月 31 日	市議会環境生活委員会協議会 ・全体構想・地域別構想(素案)について		
11 月 5 日		市民懇談会開催 (11 月 12 日まで 4 か所)	
11 月 9 日			新都市計画マスタープラン 策定委員会【第 5 回】
11 月 16 日			庁議
11 月 22 日	都市計画審議会 【平成 28 年度第 3 回】 ・都市計画マスタープラン2017(案) について		
12 月 7 日	市議会全員協議会 ・都市計画マスタープラン2017(案) について		
12 月 20 日		パブリックコメントスタート (1 月 19 日まで)	
平成 29 年			
1 月 12 日	龍ヶ崎市都市計画 マスタープラン 2017(案) に関する県との調整会議開催		
2 月 6 日			庁議
2 月 16 日	都市計画審議会 【平成 28 年度第 4 回】 ・パブリックコメントの結果について ・龍ヶ崎市都市計画マスタープラン 2017(案)に関する諮問・答申について		

3 市民参加の状況

3-1 市民アンケート

対 象	2,000 人（18 歳以上の市民）住民基本台帳より無作為抽出
期 間	平成 27 年 12 月 4 日から平成 27 年 12 月 21 日まで （平成 28 年 1 月 14 日分到着まで集計）
方 法	郵送による配布・回収。無記名
回収数	575 票
回収率	28.8%

3-2 まちづくり市民ワークショップ

◆ワークショップメンバー等

コーディネーター	増田 勝（特定非営利活動法人まちづくり協会）
参加者数	市民 8 人、学生 1 人、市職員 9 人

◆ワークショップ開催の経過

	開 催 日	主 な 内 容
第 1 回	平成 27 年 10 月 10 日	オリエンテーション、講話、市長との懇談
第 2 回	平成 27 年 10 月 24 日	龍ヶ崎市の現状と課題、グループワーク
第 3 回	平成 27 年 11 月 7 日	グループワーク
第 4 回	平成 27 年 11 月 21 日	グループワーク
第 5 回	平成 27 年 12 月 5 日	グループワーク
第 6 回	平成 27 年 12 月 19 日	提言発表会

◆提言発表会

開 催 日	平成 27 年 12 月 19 日
会 場	龍ヶ崎市役所 5 階全員協議会室
内 容	ワークショップ各グループからの提言発表、市長講評、総括講演
参加者数	約 60 人

3-3

地域別ワークショップ“まちづくりカフェ”

開催日	平成28年2月20日
会場	文化会館 小ホール
内容	ワークショップ各グループからの意見発表、市長講評
参加者数	市民20人 市職員13人

3-4

市民懇談会

◆第1回市民懇談会 《参加者数》延べ113人

開催日	開催場所	参加者
平成28年6月4日	馴柴コミュニティセンター	27人
	城ノ内コミュニティセンター	18人
平成28年6月11日	久保台コミュニティセンター	17人
	八原コミュニティセンター	10人
平成28年6月12日	松葉コミュニティセンター	27人
	文化会館小ホール	14人

◆第2回市民懇談会 《参加者数》延べ76人

開催日	開催場所	参加者
平成28年11月5日	馴柴コミュニティセンター	27人
平成28年11月6日	龍ヶ崎コミュニティセンター	12人
平成28年11月12日	松葉コミュニティセンター	21人
平成28年11月12日	城ノ内コミュニティセンター	16人

3-5

パブリックコメント

意見募集期間	平成28年12月20日～平成29年1月19日
募集結果	意見提出者数1人、意見件数3件

3-6 団体ヒアリング

《実施団体》22 団体

団体名	テーマ	実施日
茨城県建築士会龍ヶ崎支部	空き家対策、建築動向、まちづくり全般	平成 28 年 1 月 5 日
流通経済大学	土地利用計画、若者視点、まちづくり全般	平成 28 年 2 月 3 日
社会福祉協議会	福祉の視点	平成 27 年 11 月 26 日
農業委員会	農地保全、農業視点、農業活性化	平成 27 年 12 月 11 日
茨城県宅地建物取引業協会	不動産需給動向、まちづくり全般	平成 28 年 2 月 5 日
商工会	商業活性化、工業活性化	平成 27 年 12 月 7 日
商工会女性部	商業活性化、工業活性化、女性視点	平成 27 年 11 月 19 日
商工会青年部	商業活性化、工業活性化、若者視点	平成 27 年 11 月 5 日
都市再生機構	まちづくり全般	平成 28 年 1 月 8 日
茨城県竜ヶ崎工事事務所	県施策動向、県事業進捗状況	平成 27 年 12 月 21 日
防犯連絡員協議会	安全安心、防犯視点	平成 27 年 11 月 17 日
J A 竜ヶ崎	農業視点、農業活性化	平成 27 年 11 月 18 日
つくばの里工業団地運営協議会	工業用地需要動向、工業団地拡張対応	平成 28 年 1 月 22 日
住民自治組織連絡協議会	まちづくり全般	平成 27 年 12 月 5 日
観光物産協会	観光施策、まちづくり全般	平成 27 年 11 月 17 日
関東鉄道(株)	公共交通施策動向	平成 28 年 3 月 22 日
学校長会・教頭会・教務主任会	教育	平成 27 年 12 月 17 日
P T A 連絡協議会	子育て・教育	平成 28 年 2 月 6 日
体育協会	スポーツ振興	平成 27 年 12 月 21 日
N P O 法人茨城県南生活者ネット	まちづくり活動	平成 27 年 12 月 9 日
N P O 法人クラブ・ドラゴンズ	スポーツを通じたまちづくり活動	平成 27 年 12 月 4 日
国際交流協会	外国人視点	平成 28 年 3 月 12 日

4-1

答申書

龍 都 審 第 2 号

平成 29 年 2 月 16 日

龍ヶ崎市長 中 山 一 生 殿

龍ヶ崎市都市計画審議会

会 長 恩 田 守 雄

都市計画マスタープラン 2017（案）について（答申）

平成 29 年 2 月 6 日付け龍都第 35 号をもって諮問のあったみだしのことについて、慎重審議を行った結果、妥当なものと認める。

龍ヶ崎市都市計画マスタープラン 2017 の推進に当たっては、本審議会における審議経過及び市民懇談会等を通して寄せられた市民意見を尊重しながら、計画的かつ着実な実施に努められたい。

また、本プランは、都市計画部門における総合的な計画であることに加え、本市の最上位計画「第 2 次ふるさと龍ヶ崎戦略プラン」を都市計画の側面から補完する重要な役割を担う計画であることから、第 2 次ふるさと龍ヶ崎戦略プランとの一体的な推進を図り、本市が掲げる将来都市像「人が元気 まちも元気 自慢したくなるふるさと 龍ヶ崎」の実現を目指されたい。

本プランにより、“龍ヶ崎らしい”、“龍ヶ崎スタイル”の魅力ある都市づくりが推進されることに期待する。

4-2

委員名簿

区分ごと50音順、敬称略

区分	氏名	職名	備考
学識経験者	秋山 穰	一般社団法人 茨城県建築士会 龍ヶ崎支部 理事	
	恩田 守雄	流通経済大学 社会学部 教授	会 長
	小島 敏子	社会福祉法人 龍ヶ崎市社会福祉協議会 理事	
	坂野 喜隆	流通経済大学 法学部 准教授	職務代理者
	須永 高広	一般社団法人 龍ヶ崎青年会議所 理事長	
	高橋 容子	龍ヶ崎市教育委員会 教育委員長職務代理者	
	野口 浩	龍ヶ崎市農業委員会 会長代理	
	張替 武敏	公益社団法人 茨城県宅地建物取引業協会 専務理事	
	福智 勇人	龍ヶ崎市商工会 青年部 部長	
	宮武 宏之	独立行政法人 都市再生機構 首都圏ニュータウン本部 茨城業務部長	
市議会議員	後藤 敦志	龍ヶ崎市議会議員（文教福祉委員会委員）	
	坂本 隆司	龍ヶ崎市議会議員（環境生活委員会委員長）	
	深沢 幸子	龍ヶ崎市議会議員（環境生活委員会委員）	
	山宮 留美子	龍ヶ崎市議会議員（副議長、総務委員会委員）	
茨城県の職員	柳澤 晃宏	茨城県竜ヶ崎工事事務所 所長	平成28年度から
	* 渡辺 功	茨城県竜ヶ崎工事事務所 所長	*平成27年度まで
公募市民	石崎 功雄		
	寺崎 宏		
	山崎 喜太郎		
	吉野 功一		

委員構成は、平成29年2月16日（答申時）現在
職名は、委嘱時現在

	用語	解説
あ行	オープンスペース	ここでは、市街地における公園や緑地、民間の空地等、建造物の建っていない場所のこと。
か行	狭隘道路	主に幅員が4m未満の道路のこと。
	協働	同じ目的のために、対等の立場で協力して共に働くこと。
	景観行政団体	景観法により定義される景観行政を司る行政機構のこと。政令指定都市・中核市以外の市町村は、知事と協議した上で、景観行政団体となることができる。
	減災	災害時、被害を皆無にすることは不可能という前提に立ち、起こりうる被害を最低限にとどめ短期化しようとする防災の取組のこと。
	公共施設里親制度	身近な公園や歩行者専用道路等の公共施設を「我が子」に見たて、地域住民が「里親」として親代わりになり、愛情を持って簡単な施設管理や環境美化活動をする制度のこと。
	交流人口	その地域に訪れる（交流する）人数のこと。
	コミュニティ施設	公共施設のうち、地域で日常的に利用される施設。地域住民の集会やレクリエーション等で利用するコミュニティセンター、集会所等のこと。南部地域では、市街地活力センター「まいん」やにぎわい広場等も含まれる。
さ行	市街化区域・市街化調整区域	市街化区域は優先的に市街化を図るべき区域、市街化調整区域は自然や農業環境を守るため、当面市街化を抑制すべき区域のこと。
	自然増減	出生や死亡による人口の増減のこと。
	社会増減	転入や転出による人口の増減のこと。
	住宅困窮者	所得等、何らかの障がいによって、適正な水準の住宅に居住することが困難な者のこと。
	住宅ストック	既存の住宅のこと。
	循環型社会	大量採取・生産・消費・破棄の社会に代わり、製品の再生利用や再資源化等を進めて新たな資源投入を抑え、廃棄物ゼロを目指す社会のこと。
	常住人口	直近の国勢調査人口を基礎として、毎月の人口の移動状況を前月の数値に加減し、推計した人口のこと。
	生活圏	買い物や通学、レクリエーション、医療等、日常生活の中で行動する場所、範囲のこと。
	生活道路	その地域に生活する人が、自宅から主要な道路に出るまでの道路や商店街等、日常生活の中でよく使われる道路のこと。
	生物多様性	人間も含めてさまざまな生物が存在し、互いに関連して存在していること。
	ゾーン30	区域（ゾーン）を定めて最高速度30km/hの速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度抑制やゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制等を図り、生活道路における歩行者等の安全な通行を確保する対策のこと。
た行	地域コミュニティ	住民が地域で行われる消費、労働、教育、衛生、遊び、スポーツ、祭り等に関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団のこと。
	地域ブランディング	「龍ヶ崎市」という地域のブランド（イメージ）を創り、高める活動や場所のこと。

	用語	解説
た行	低炭素化	地球温暖化の原因と言われる二酸化炭素の排出量をできるだけ抑えるため、自然エネルギーの活用やエネルギー利用の効率化等を進めながら、経済発展を図る社会づくりを行うこと。
	都市施設	都市での活動や良好な都市の環境を維持するために必要な施設。都市計画法で、道路や公園等が規定されている。
	都心回帰	地価の下落等によって都心部の居住人口等が回復する現象のこと。
な行	農地転用	農地を農地以外のものに転用すること。
は行	バリアフリー	高齢者・障がい者等が生活する上で支障となる物理的な障がいや、精神的な障壁を取り除くための施策、またそれらを取り除いた状態のこと。
	ヒートアイランド現象	夏の都市部で、アスファルトやビルからの輻射熱や冷房・車の排気熱等の影響により、周辺地域よりも気温が高くなる現象のこと。
	PFI	プライベート・ファイナンス・イニシアチブの略称。公共施設等の建設、維持管理、運営等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより、同一水準のサービスをより安く、又は、同一価格でより上質のサービスを提供する手法。
	PPP	パブリック・プライベート・パートナーシップの略称。公的部門による社会資本の整備・運営を公共と民間の協力により効率化しようという政策手法のこと。
ま行	密集市街地	老朽化した木造建築物が密集し、かつ道路や公園等の公共施設が十分に整備されていないため、火災・地震が発生した際に延焼防止・避難に必要な機能が確保されていない状況にある市街地のこと。
	未利用地	市街化区域の中の農地、山林や空地等、有効に都市的土地利用が行われていない土地のこと。
	面的整備	施設等の「点」や道路等の「線」に対して、周辺の宅地等も含め、一定のまとまった区域を「面」として捉えて、区域全体を整備すること。
	最寄品	消費者が近くの小売店で頻繁に購入するような商品のこと。食料品・日用雑貨・タバコ等。
や行	ユニバーサルデザイン	可能な限り、すべての人が利用しやすい施設や製品、情報のデザイン（設計）のこと。
	用途地域	都市計画法に基づき、大枠の建物の用途や土地の利用を定めるもの。
ら行	ライフスタイル	生活の様式・営み方。また、人生観・価値観・習慣等を含めた個人の生き方のこと。
	リノベーション	建築物の修理や修復において、古い部分の補修や内外装の変更程度にとどまるリフォームに対し、増築・改築や建物の用途を変更する等、資産価値を高めるための大規模な改造のこと。
	竜ヶ崎・牛久都市計画区域マスタープラン	都市計画法第6条の2に定められた県が策定する計画で、竜ヶ崎市、牛久市、利根町からなる竜ヶ崎・牛久都市計画区域全体についての整備、開発及び保全に関する方針が示されている。
わ行	ワークショップ	参加者が自ら参加・体験し、グループの相互作用の中で何かを学びあったり創り出したりして、双方向的な学びと創造を行うこと。

龍ヶ崎市都市計画マスタープラン 2017

発行日 平成 29 年 3 月
発行 龍ヶ崎市 都市環境部 都市計画課
〒301-8611 茨城県龍ヶ崎市 3710 番地
電話 0297-64-1111 (代表)
ホームページ <http://www.city.ryugasaki.ibaraki.jp/>
